



# 国民健康保険課からのお知らせ



平成 30 年度国民健康保険税の納期限	
1期	平成 30 年 7 月 31 日
2期	平成 30 年 8 月 31 日
3期	平成 30 年 9 月 30 日※
4期	平成 30 年 10 月 31 日
5期	平成 30 年 11 月 30 日
6期	平成 30 年 12 月 31 日※
7期	平成 31 年 1 月 31 日
8期	平成 31 年 2 月 28 日

※口座振替の場合は、第3期の振替日が10月1日、第6期の振替日が12月25日となりますのでご注意ください。

## ◆平成 30 年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります

平成 30 年度の国民健康保険税納税通知書を7月上旬にお送りします。最寄りの金融機関やコンビニ、うるま市役所本庁舎国民健康保険課窓口で納めてください。各出張所では納付できませんのでご了承ください。

## ◆平成 30 年度国民健康保険税の課税限度額について

平成 30 年度より地方税法等の改正に伴って、国民健康保険税の課税限度額が下記のように改正されます。詳しくは国民健康保険課ホームページをご覧ください。

H 29 年度	課税限度額
医療分	54 万円
支援分	19 万円
介護分	16 万円



H 30 年度	課税限度額
医療分	58 万円
支援分	19 万円
介護分	16 万円

## ◆どうしても納付が困難な時は・・・

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。分割納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

### 申請により受けられる制度

#### ①減免制度

失業や営業不振、病気等により著しく所得が減少した場合、災害等のため著しい被害にあった場合に、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は**平成 31 年 2 月末日までに**申請してください。

#### ②非自発的の失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給資格者証をご持参の上、申請してください。

## ◆所得の申告について

国民健康保険税では申告等に基づき所得の判定を行っています。**申告等がない場合**、適切な課税がされないばかりでなく、**軽減・減免等を受けることができません。**

また高額療養費支給の際、上位所得者(所得の多い世帯)とみなされるため、払い戻しが受けられないことがあります。

申告がまだお済みでない方はお早めに市民税課等でお手続きください。

## ◆『納税(付)関係証明書』が必要な方へ

『納税(付)証明書』が急ぎで必要な方は、**身分証と納付したことがわかる領収書や通帳(口座振替後、記帳したもの)**をお持ちください。

※システムにて納付の確認を行っていますが、お支払い後、納付されたことの確認がとれるまでの期間の目安として**納付書払いの場合**は、3日～2週間程度、**口座振替の場合**は、3日程度かかります。

※ご理解の程、宜しくお願いたします。



手続き簡単！ペイジー口座振替受付サービス  
キャッシュカードで口座振替の手続きが完了！ 納付の手間なく 納め忘れのない口座振替！

### 登録手続き

- ①本人確認
- ↓
- ②専用端末機にキャッシュカードを通す
- ↓
- ③暗証番号入力
- ↓
- ④口座登録完了

### 必要書類

- 納税通知書
- 身分証明書
- 金融機関のキャッシュカード
- 委任状(別世帯の方が手続きに来る場合)

### サービス対応金融機関

- 琉球銀行
  - 沖縄銀行
  - 沖縄海邦銀行
  - ゆうちょ銀行
  - 沖縄県労働金庫
  - コザ信用金庫
- ※沖縄県農業協同組合については、従来の口座振替依頼書による申込手続きとなります

### 受付場所

国民健康保険課  
(市役所本庁舎東棟1階)

※本庁舎、各出張所、指定金融機関、郵便局にて、口座振替依頼書及び通帳届出印による従来の申込み方法も引き続きご利用いただけます。